

暴迫ぐんま



全国統一標語

新春号

大丈夫?

2024

バイトのつもりが 詐欺加担



写真：高崎だるま

社会 VS 暴力団 暴力団排除

発行 公益財団法人 群馬県暴力追放運動推進センター

〒371-0836 群馬県前橋市江田町448-11 県警江田町庁舎内

TEL : 027-254-0808 相談・Fax : 027-254-1100

新年のご挨拶



群馬県警察本部長
警視監 重永達矢



新年あけましておめでとうございます。

県民の皆様には、御家族共々輝かしい新春を迎えられたことと心からお慶び申し上げます。

県民の皆様には、平素から警察活動各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っていることに対しまして、衷心より感謝申し上げます。

さて暴力団は、銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたり、自らの意に沿わない事業者を対象とする、報復・見せしめ目的の襲撃等事件を敢行したりするなど、その目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性を有し、市民生活に対する大きな脅威となっています。

また、覚醒剤の密売、みかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗、各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じた資金獲得犯罪を行っています。特に特殊詐欺については、暴力団構成員等が主導的な立場で深く関与し、暴力団の有力な資金源となっている実態が認められます。

県警察といたしましては、暴力団の弱体化ひいては壊滅に向け、違法行為に対する取締りの徹底はもとより、各種法令を効果的に運用するなどして、暴力団対策を強力に推進してまいりますが、これらは、警察のみで達成し得るものではなく、暴力追放運動推進センター、弁護士会、自治体等の関係機関と連携しながら、社会全体で取り組むことが重要です。

皆様におかれましては、群馬県暴力追放運動推進センターの事業を効果的に活用されるとともに、今後とも、同センターと連携した暴力団排除活動への御協力をお願ひいたします。

結びに、皆様にとって輝かしい1年となりますよう御祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

受賞おめでとうございます

令和5年 全国暴力追放運動中央大会

「全国暴力追放運動中央大会」は、新型コロナウイルス感染防止のため、3年間規模を縮小されてきましたが、本年は

- 11月30日（木）午後2時から
- 明治記念館（東京都港区元赤坂）
において盛大に開催されました。

本県関係の、暴力追放功労者は、次のとおりです。



警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長連名表彰



- | | |
|------------|------------------------|
| 暴力追放栄誉銀章 | 茂木 一博 様（弁護士 もてぎ法律事務所） |
| 暴力追放栄誉銅章 | 栗原 貴志 様（弁護士 あおぞら法律事務所） |
| 暴力追放功労団体表彰 | 群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合 様 |
| 暴力追放功労職員表彰 | 井上 和利 様（前 当センター専務理事） |

令和5年 全国地域安全運動及び 暴力団追放群馬県大会

「全国地域安全運動及び暴力団追放群馬県大会」は、新型コロナウイルス感染防止のため、規模を縮小されてきましたが、本年は

- 10月13日（金）午後2時から
- 群馬会館
において盛大に開催されました。

暴力追放活動功労者及び団体の受賞者は、次のとおりです。



関東管区警察局長・関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会長連名表彰



功労者

- | |
|-----------------------------|
| 金井 勇樹 様（弁護士 金井法律事務所） |
| 近野 宏幸 様（弁護士 弁護士法人釘島総合法律事務所） |



功労団体

- | |
|-----------------|
| 株式会社サンギョウスタッフ 様 |
| 株式会社スズラン 前橋店 様 |

群馬県暴力追放運動推進センター会長・群馬県警察本部長連名表彰



功労者

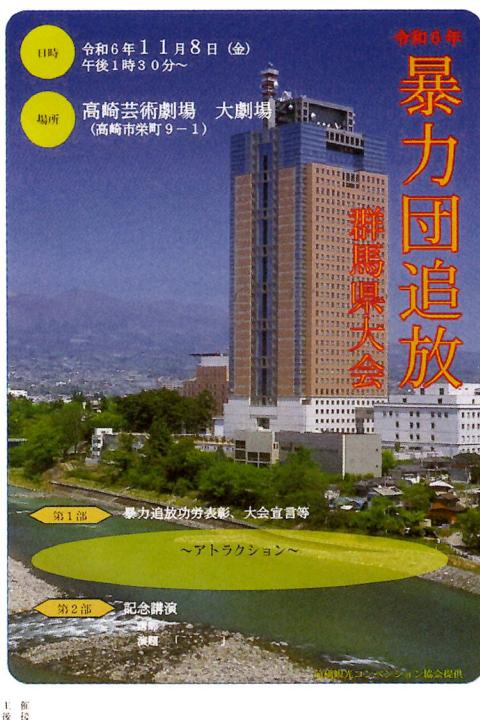
- | |
|-----------------------------|
| 山藤 浩一 様（会社役員） |
| 都丸 裕史 様（町議会議員） |
| 青木 満 様（町議会議員） |
| 桜木真理子 様（弁護士 弁護士法人釘島総合法律事務所） |



功労団体

- | |
|----------------|
| 群馬県証券警察連絡協議会 様 |
| 沼田商工会議所 様 |
| 株式会社大野工業 様 |
| 株式会社ペイシア 様 |

令和6年 暴力団追放群馬県大会 開催予定



○開催日時

令和6年 11月8日(金)
午後1時30分~

○開催場所

高崎芸術劇場 大劇場

予定行事

☆第1部

暴力追放功労表彰
大会宣言

☆アトラクション

☆第2部

記念講演

オンラインによる不当要求防止責任者講習受講申込み

371-00835 前橋市江田町448-11
暴力追放運動推進センター

別記様式第11号(第19条関係)
開催年月日: 令和4年11月8日
登録番号: 2210310012
責任者講習受講申込書
責任者講習の受講を申し込みます。

群馬県 公安委員会	申込人の氏名又は名称及び事務所の所在地 前橋市江田町448-11 暴力追放運動推進センター 事務局
(ふりがな) 姓 氏 名 ○○ ○○	責任者の連絡先 027-254-1100
選任年月日	講習の開催場所 開催年月日 令和4年11月8日 午後1時30分から午後4時30分まで 講習の登録番号 登録番号 ※登録番号には記載しないこと

・責任者の連絡先欄が空欄の方は、連絡先電話番号の記入を願います。
【会場講習の場合】
・当日、マスクの着用をお願いし、発熱がある場合は会場に入室しないでください。
・手洗い・消毒液を各自持参して下さい。

QRコード: <https://www.boutur-gunma.org/>

(開催通知書の往復葉書)

不当要求防止責任者講習については、

○指定会場における集合講習

○インターネット回線を利用したオンライン講習

があります。

受講申込みはいずれの講習もオンラインから行います。

往復葉書による開催通知書が届いたら、当センターのホームページから受講申込みを行ってください。

講習受講申込みの流れ

往復葉書で開催
通知書が届く

オンラインで
事前登録する

返信葉書を返送
(申込み完了)

※申込み完了後、登録(予約)した受講日を変更できます。

※リマインダーメールは送付しませんので忘れず受講してください。

申込み方法

○本講習は、開催通知書に記載された責任者が対象です。責任者が変更になった場合、当センターに連絡(027-254-1100)をお願いします。

○開催通知書は、当該年度のみ有効となりますので、必ず年度内に受講を完了してください。再発行はしません。

○本講習は、オンライン講習(Webex)と指定会場講習の2種類があります。いずれもオンラインによる「事前登録」が必要で、受講可能人数が限られます。

○受講申込みは、当センターのホームページからアクセスし、事前登録画面の「責任者講習の申込み方法 PDF」を一読後、必要事項を入力し登録してください。

○オンライン講習(Webex)については、「オンライン講習の説明 PDF」をご確認ください。

※「責任者講習受講申込書」の記載事項について、誤りがないか確認し、「講習の日時、場所」欄に、予約日・場所(「指定会場名」又は「オンライン」のいずれか)、「登録番号」欄に「予約状況画面」の登録番号を記入の上、当センターへ返送してください。

暴力団対策DVDのご案内

暴追センターでは、暴力団等反社会的勢力に対する対応要領等を題材としたDVDを無償で貸し出しています。各種研修会などに積極的に活用してください。

本誌面においては、保有するDVDの一部を紹介します。

貸出手続き ➤ 当センターに電話連絡 (027-254-1100) 後、直接おいで頂き、申し込みをお願いします。

行政対象暴力 ~暴かれた本性~

- episode01 プロローグ
- episode02 公共事業入札への秘匿介入
- episode03 秘匿介入疑惑
- episode04 情報入手
- episode05 排除要請
- episode06 排除措置の実行
- episode07 暴力団の本性
- episode08 契約解除の実行
- episode09 その後
- episode10 エピローグ



39分

選択 ~暴排に向けて~

近年、暴力団等の反社会的勢力は、組織実態を隠蔽する動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標ぼうしたりなど、不透明化を進展させています。意外と身近にある不当要求。どのような対応を「選択」すべきか、このドラマを、あなたの職場に置き換えて考えてみてください。



55分

不当要求

~敵を知り、己を知れば、百戦危うからず~

- episode01 事のはじまり
とある企業が直面した不当要求事案の顛末
悪化する事態
今後の取引で便宜を図れば丸く収まると思っていたものの、事態は悪化
反撃開始
解決への糸口を掴み、反撃の準備
決戦の日
断固拒否の姿勢で挑んだその結果!?



36分

不当要求対策 ~絶対に負けません!!~

暴力団や半グレ、えせ同和や悪質なクレーマーなど、いわゆる「反社会的勢力」の不当要求への対応策はしっかりと策定しておく必要があります。このDVDでは、企業対象暴力と行政対象暴力の悪い対応と良い対応を再現してみました。「反社会的勢力」の不当要求にどのように対応していくのかをこのDVDを見ながら考えてみてください。



61分

決定的瞬間!

これが不当要求だ!

不当要求の実態に迫るリアル・ドキュメント。
防犯カメラや手持ちの記録用カメラが捉えた生々しい映像、そして取材ディレクターによる緊迫の突撃ルポに注目。
不当要求の決定的瞬間がここにある……！



34分

教訓

~失敗を乗り越えて~

兄の会社(建設会社)は、暴力団の餌食になり、弟が興した新会社(イベント関係)にも反社の影が忍び寄る。
暴力団排除に敢然と立ち上がった兄と弟。
「もうお前らの好きにはさせん！」



36分

暴排の標

~反社会的勢力を許さない社会へ~

暴力団員による企業への不当要求や放砲事件、みかじめ料の徴収等、我々の生活の安全と安心を脅かす出来事が依然として後を絶ちません。暴力団員による不当な行為と被害の防止を図るために、どう行動すれば良いのか、暴力団排除の標(しるべ)を示しています。

- 第1話 反社会的勢力によるクレーム対応要領
- 第2話 適格都道府県センター制度による暴力団事務所の撤去
- 第3話 組長賠償請求(使用者責任)訴訟



78分

訣別のとき

~その男はなぜ、暴力団をやめたのか~

ラーメン屋店主・岩田のもとに新聞記者が取材に来た。
実は岩田は元暴力団員。
記者に語った暴力団の卑劣な実態とは?
なぜ組を辞めることを決意したのか?



35分

不当要求防止責任者の役割と講習概要

~暴力団のない明るい社会をめざして~

事業所ごとに選任された不当要求防止責任者に対し行っている「不当要求防止責任者講習会」の概要及び講習会の講師を務めるための必要事項や不当要求防止責任者が事業所内での講義を行う際のポイントなどを解説しています。

- 1部 制度と講習概要
- 2部 事業所内での講義のポイント

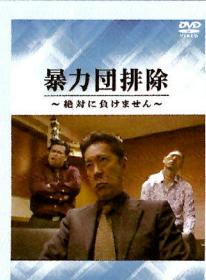


60分

暴力団排除

~絶対に負けません~

反社会的勢力の企業に対する嫌がらせとも言える行為により、金品を得ようとする輩は現在でも減少したとは言えず対応策については、マニュアル化しておく必要があります。彼らは、必ず皆さんの前に現れます。反社会的勢力の不当要求にどのように対応していくのか解説します。



39分

社会復帰対策協議会受入企業を募集しています

群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会（以下「協議会」という。事務局：当センター）では、暴力団離脱者の社会復帰を図るため、就労支援活動を行っています。企業にとっては、元暴力団員を雇用することについて不安や懸念をもたれることと思いますが、警察や当センターをはじめ、協議会の関係機関・団体が連携し、就労を希望する離脱者に対して事前説明を行い、真摯な就労希望者であるかを厳格に確認したうえ、社会復帰に対する意識付けを徹底して行い、就労への一層の自覚を促しています。

群馬県では、暴力団員の社会復帰対策として、魅力ある協賛企業支援制度の確立等、暴力団離脱者のための安定した雇用の場の確保について、より一層積極的に取り組むこととし、県が発注する建設工事競争入札参加資格審査項目を改定し、

- 当協議会の受入企業として登録
- 受入企業として3ヶ月以上の暴力団離脱者の雇用

について入札加点されることとなっています。

離脱者就労支援に協賛いただけた企業にあります、警察本部組織犯罪対策課（代表電話：027-243-0110）又は当センター（電話：027-254-1100）にお問い合わせください。

賛助会員を募集しています

当センターでは、県民の暴力団追放に対する意識の高揚を図り、暴力のない安全で住みよい郷土づくりのため、県民総ぐるみの暴力団排除運動を推進しています。

当センターの目的に賛同し、暴力団排除事業の推進を支援してくださる暴力団排除活動に積極的な企業・団体・個人の方々を「賛助会員」として募集しています。

入会を希望される方は、当センター（電話：027-254-1100）にお問い合わせください。

不当要求防止責任者講習「無料」

不当要求防止責任者講習は、暴力団員等からの不当な要求を受けたときの具体的対応要領等をマスターする講習で、あなたの事業所を暴力団から守るためのものです。

是非、積極的に受講してください。

- 事業所ごとに責任者を選任（複数の選任可）
- 公安委員会宛の選任届を、事業所を管轄する警察署の刑事課（又は、刑事第二課）へ提出
- ※警察庁 Web サイトからのオンライン申請も可能です**
- 後日、当センターから講習開催の案内往復葉書を郵送
- 葉書が到着したら、当センターのホームページから講習の申込みを行い、必要事項を記載した返信用葉書を返信
- 指定会場又はオンラインで受講
- 選任時講習～責任者に選任されたときに受ける講習
- 定期講習～選任時講習受講後、3年経過ごとに受ける講習
- 暴力団情勢 ○暴力団対策法・暴力団排除条例の解説
- 暴力団等の不当要求に対する具体的対応要領
- DVDの視聴 ○資料の提供 ○受講修了書交付

※ 事業所単位で一括して責任者講習を受講希望の方は、当センターへ事前相談して下さい

受講者に交付される公安委員会の修了書、ステッカー、教本等



暴力団関係相談の受理

当センターでは、暴力団員や暴力団関係者から脅されたり、無理な要求を受けて困っている方に対して、相談窓口を開設しています。

事案によっては、専門の弁護士が無料で相談に応じます。

- **相談委員による常設相談窓口**
月～金（年末年始・祝日除く）
午前9時～午後5時（受付午後4時まで）、当センター相談室
- **弁護士、相談委員合同の無料相談窓口（事前予約が必要です）**
毎月第二木曜日（祝日の場合は、翌週の木曜日）、午後2時～午後4時、当センター相談室（5/8/11/2月は、出張場所における一日無料相談所）
- **民事介入暴力一日無料相談所の開設（事前予約が必要です）（弁護士、警察、当センター対応）**
2月8日（木）、「渋川公民館 視聴覚室」で開催予定
(詳細は、ホームページに掲載)

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター

〒371-0836 前橋市江田町448番地11

（群馬県警察本部江田町庁舎内）

T E L 027-254-1100

U R L <https://www.boutsui-gunma.org>

E-mail boutui-gunma@keh.biglobe.ne.jp

